

社会保障審議会統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会運営要綱

制 定 平成 25 年 8 月 30 日

一部改正 平成 30 年 8 月 8 日

一部改正 令和 3 年 1 月 14 日

一部改正 令和 4 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 社会保障審議会令第 6 条第 1 項に基づき設置された疾病、傷害及び死因分類部会（以下、「分類部会」という。）については、社会保障審議会令及び社会保障審議会運営規則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

(所掌)

第 2 条 分類部会は次の事項について審議する。

- (1) 世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠し、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項に基づき定められた、「疾病、傷害及び死因に関する分類」の改正に関すること。
- (2) その他、必要な事項。

(会議)

第 3 条 部会長が必要と認めたときは、分類部会に、分類部会に属する委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 分類部会の庶務は、厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室において処理する。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、分類部会の運営に関し必要な事項は、部会長が分類部会に諮って定めるものとする。

附則

本要綱は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

本要綱は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

本要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

本要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。